

## VIII. 第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について【特別運用期間】

平成29年10月8日（日）に配信される管理資料（10月7日（土）までの第5次NACCSから提供される日報、月報及び廃止となる情報）は、移行対象外となります。これら管理資料の取出しを行うため、第6次NACCSサービス開始後に第5次NACCSを一定期間、特別運用として稼働します。当該期間中は第5次NACCSで発生した滞留電文（配信電文・障害電文・メール電文）の取出しも行うことができます。

利用者の皆様は、特別運用期間において、必要な管理資料及び滞留電文の取出しを終えるまでは、第5次NACCSが利用可能な環境（第5次NACCS用パッケージソフトもアンインストールせず、そのままご利用いただく必要があります。）を維持するようお願いいたします。なお、特別運用は、あくまでも管理資料、滞留電文の取出しを目的として稼働するものですので、通常のオンライン業務は全て利用できません。

### 1. 特別運用期間

第5次NACCSの特別運用期間は、次のとおりとなります。

平成29年10月8日（日）07：00 から 同年10月17日（火）18：00

### 2. 第5次NACCSで作成する管理資料の配信等

対象となる管理資料（日報・月報・週報）は、第6次NACCS稼働後、平成29年10月8日（日）に第5次NACCSで作成し配信しますので、特別運用期間中に、必ず第5次NACCS用パッケージソフトの「業務（J）>管理資料情報（T）【取出（T）】」等により、第5次NACCSに接続しているパソコン等から取出しを行ってください。すべての管理資料の取出しが可能になるのは、10月8日（日）18：30以降となります。

### 3. 第5次NACCSで発生した滞留電文

第5次NACCSで発生した滞留電文（配信電文・障害電文・メール電文）について、保存期間は発生した日から7日間となっていますが、特別運用期間中は削除されませんので、7日間経過した後でも取り出すことが可能です。特別運用期間中に、必ず第5次NACCSに接続しているパソコン等から取出しを行ってください。

NACCS<移行後の管理資料等の取出し可能日時>

	10/8(日)	～	10/17(火)
第5次NACCSで作成する月報等	☆（利用者コード毎に作成） 取出し可能日時 (10/8(日)07:00～10/17(火)18:00)		
滞留電文	取出し可能日 (10/8(日)07:00～10/17(火)18:00)		

#### 4. 特別運用期間中における利用料金について

第5次NACCS特別運用期間における利用料金については、次のとおり取り扱うこととなりますので、ご注意ください。

##### (1) 利用料金

特別運用期間中においては、管理資料取出し及び滞留電文等取出しのみが可能となっていますので、利用料金の課金は行われません。

##### (2) 回線使用料

###### ① 第5次NACCSと第6次NACCSで回線種別を変更（切替）する場合の対応

第5次NACCS最終日まで64K等の専用回線を利用しているご利用者が、第6次NACCS稼働日から1M等の専用回線に切り替える場合が該当します。

この場合、特別運用期間中は、第5次NACCSで使用している64K等の回線を利用して管理資料取出しを実施いただくこととなります。

イ 第5次NACCSで使用している64K等の専用回線については、平成29年10月7日（土）までの利用として回線廃止の手続きを必ず実施してください。10月1日（日）から7日（土）分の回線使用料については、日割計算により請求させていただきます。

ロ ただし、平成29年10月7日（土）をもって回線廃止の手続きを取った場合でも、10月17日（火）までは64K等専用回線の利用を可能とし、10月8日（日）から17日（火）分の回線使用料については無料とします。

**【重要】**第5次NACCSで利用し、第6次NACCSでは使用する予定のない64K等専用回線について、平成29年10月7日（土）をもって利用廃止とする手続きが行われなかった場合、10月8日（日）以降も通常どおり回線使用料を請求させていただきますこととなりますので、確実に廃止手続を行ってください。

###### ② ダイヤルアップ回線、D/I回線廃止に伴う対応

第5次NACCSでダイヤルアップ回線、D/I回線を利用しているご利用者で、第6次NACCSでは他の専用回線等に切り替える場合は、次のとおりとなります。なお、特別運用期間中は、旧回線を利用して管理資料取出し等を行うことも可能です。

イ 第6次NACCSで提供廃止となるダイヤルアップ回線、D/I回線については、平成29年10月1日（日）から7日（土）分の回線使用料を日割計算により請求させていただきます。

ロ 平成29年10月7日（土）をもって回線廃止の手続きを取った場合であっても、10月17日（火）まではダイヤルアップ回線等の利用を可能とし、10月8日（日）から17日（火）

の間の回線使用料については無料とします。ただし、ダイヤルアップ回線のうち、利用可能時間3時間までの基本料金を利用契約で選択し、平成29年10月に3時間を超えて利用があった場合は、10月8日（日）から17日（火）までの利用に関しても従量料金が発生しますのでご注意ください。

（注）ダイヤルアップ回線について「基本＋従量」を選択している場合、平成29年10月分はメールボックス数分の基本料金を課金します。